令和６年６月市議会定例会

文教福祉常任委員会資料

議案第93号	福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	P2～
議案第94号	福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	P2～
議案第95号	福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	P2～
議案第96号	福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件	P2～
議案第76号	令和６年度福島市一般会計補正予算中、こども未来部所管分	P5
報告第5号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件	P6

こ ど も 未 来 部

幼稚園・保育課

議案第93号　福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件【議案書51頁】

議案第94号　福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件【議案書53頁】

議案第95号　福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件【議案書55頁】

議案第96号　福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件【議案書57頁】

1　条例(一部改正)の趣旨

安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、国において各教育・保育施設に従事する職員等の数を定めた規定を改正したことに伴い、以下のとおり関係条例の改正を行うものである。

2　保育職員の配置基準改正内容一覧

条　例	条例の概要	施設類型と対象施設	対象児	改正前	改正後
(議案第93号関係) 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	市長の監督に属する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めているもの。	児童福祉施設 ※認可保育所　45施設	満3歳以上満4歳に満たない幼児	20人につき1人以上	15人につき1人以上
			満4歳以上の幼児	30人につき1人以上	25人につき1人以上
(議案第94号関係) 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めているもの。	家庭的保育事業 ※小規模保育事業　20施設 事業所内保育事業　2施設	満3歳以上満4歳に満たない児童	おおむね20人につき1人	おおむね15人につき1人
			満4歳以上の児童	おおむね30人につき1人	おおむね25人につき1人
(議案第95号関係) 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めているもの。	幼保連携型認定こども園 ※幼保連携型認定こども園 11施設	満3歳以上満4歳未満の園児	20人につき1人	15人につき1人
			満4歳以上の園児	30人につき1人	25人につき1人
(議案第96号関係) 福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めているもの。	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ※幼稚園型認定こども園 4施設	満3歳以上満4歳未満の子ども	20人につき1人以上	15人につき1人以上
			満4歳以上の子ども	30人につき1人以上	25人につき1人以上

３　条例の施行日

公布の日から施行する。

４　経過措置

改正後の基準に従った職員体制の整備が困難な場合は、当分の間、改正前の基準によることができる。

議案第７６号　令和６年度福島市一般会計補正予算（第１号）

こども政策課

（単位　千円）

補正予算説明書頁	款	項	目	事　業　名	補正額	財源内訳				説　　明
						国　庫支出金	県支出金	その他	一般財源	
9	3 民生費	2 児童福祉費	3 児童福祉施設費	児童公園費	6,470	0	0	0	6,470	○ふくしま児童公園ＳＦＣももりんパークの大型遊具修繕に要する費用を計上するもの。

事業内容

（１）修繕対象

豆汽車（わくわくトレイン）

（２）修繕内容

部品交換（車輪・ベアリング）

ふくしま児童公園ＳＦＣももりんパーク概要

◆開　　館

昭和３１年９月

◆敷地面積

７，８４３.６３㎡

◆所　　在

福島市桜木町７番３６号

◆有料遊具

○大型遊具　　５基（利用料金１００円）

（豆汽車、旋回遊具、ティーカップ、メリードッグ、モノレールサイクル）

○中型遊具　　７基（利用料金　５０円）

○小型遊具　　５基（利用料金　３０円）

○豆自動車　１１基（利用料金　５０円）

◆営業時間・休園日

午前８時３０分から午後５時００分

火曜日（夏休み期間を除く）・１２月３１日及び１月１日

（単位　円）

◇令和５年度福島市一般会計繰越明許費繰越計算書（こども未来部分）

【議案書　P84】

款	項	事　業　名	金額	翌年度繰越額	繰　越　理　由	所管課
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育施設環境改善事業	6,800,000	3,830,000	御山保育所エアコン交換工事について、機器の納品に日数を要し、工事が年度内に完了しないため、事業費の予算を繰り越したもの	幼稚園・保育課
		病児・病後児保育施設整備事業	14,133,000	14,133,000	病児病後児保育室ほっこりパンダっこの整備について、土地の賃貸借等に日数を要し、整備工事が年度内に完了しないため、整備補助金の予算を繰り越したもの	幼稚園・保育課